

令和3年第2回せたな町議会臨時会 第1号

令和3年2月10日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 令和2年度一般会計補正予算（第13号）
- 6 議案第2号 せたな町総合支所設置条例等の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1番	吉田実君	2番	桝田道廣君
3番	本多浩君	4番	橋本一夫君
5番	熊野主税君	6番	道高勉君
7番	大湯圓郷君	8番	横山一康君
9番	石原広務君	10番	平澤等君
11番	菅原義幸君	12番	真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君
教育委員会	教育長	小坂橋司君

1. 町長、教育委員会教育長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
財政課長	佐野英也君
保健福祉課長	樋口靖君
総務課長補佐	小林和仁君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
保健福祉課主幹	垣本利子君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長 杉 村 彰 君
《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長 神 田 昌 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受け出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 優 君
次 長 古 畑 英 規 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君
主 事 原 田 翔 太 君

開会 午後 1 時 3 0 分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達していますので、令和 3 年第 2 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により議長において 6 番、道高勉議員、7 番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第 4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは有限会社ワタミファーム瀬棚農場の撤退について行政報告をさせていただきます。

平成 16 年から国の構造改革特区で旧瀬棚町に設定された有機酪農と有機農場の推進特区に基づき参入した有機畜産並びに乳製品加工を行っている有限会社ワタミファームが、本年 3 月

3 1 日をもって事業を停止し、撤退することになったことをご報告申し上げます。

親会社である外食産業事業者の株式会社ワタミがコロナ禍の影響により急速に経営が悪化したことに伴い、本年 1 月初めに急遽直営農場の整理が決定され、地元にも通知されたところです。現在、ワタミファーム瀬棚農場では、従業員の他農場への異動や再就職先の斡旋、また農場や加工場の売却、継承に向けて交渉を始めたところと伺っております。

今後、町においては動向を注視し、関係機関とも連携しながら対応を取り進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第 5 議案第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 5、議案第 1 号令和 2 年度一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 5, 7 8 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 0 1 億 1, 0 3 4 万円とするものでございます。

その内容でございますが、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業を活用した I C T 教育用備品の購入経費、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けた体制整備に係る経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。議案書の 5 ページでございます。2 款総務費、1 項総務管理費、1 7 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 2 7 1 万 9, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。学校における新型コロナウイルス感染症対策として、教室等において 3 密を避けるため各小学校に大型の液晶モニターを整備するものでございます。財源については、国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金 1 3 5 万、一般財源として前年度繰越金 1 3 6 万 9, 0 0 0 円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業に関わる経費については目の新設でございます。1 9 目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 2, 0 3 2 万 5, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。1 節報酬から 8 節旅費までの 1, 0 6 0 万 3, 0 0 0 円の追加は、ワクチン接種事務に関わる会計年度任用職員の確保、職員の時間外勤務手当などに要する経費でございます。1 0 節需用費 2 1 4 万 9, 0 0 0 円の追加は、接種券の専用用紙やプリンターインク、封筒印

刷などに要する経費でございます。１１節役務費１５５万１，０００円の追加は、ワクチン対象者への接種券の郵送代などに要する経費でございます。１２節委託料６１万５，０００円の追加は、ワクチン接種に関わる対象者の抽出などを行うことができるよう健康管理システムの改修などに要する経費でございます。

次の９ページでございます。１３節委託料及び賃借料３００万円の追加はワクチン接種希望者の車両運行に要する経費でございます。１７節備品購入費２４０万７，０００円の追加は、ワクチン接種用備品として、ディープフリーザーやパーテーションなどの購入に要する経費でございます。財源は全額国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。次の目も新設でございます。２０目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費３，４８３万円の追加でございます。全町民２回分の町内外医療機関でのワクチン接種費用について補正をお願いするものでございます。財源は全額国庫負担金新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。なおワクチン接種事業の実施に要する経費については、まだ不確定な要素がありますので国の方針等が示され、年度内の予算の組替え及び繰越明許の設定など必要になることも考えられますので、補正予算をお願いすることになると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○６番（道高 勉君） これについては、先日のコロナ特別委員会の中でも説明を受けたところです。あれからいろいろマスコミでかなり詳しくテレビでも報道されております。それで国の方針を３月末から６５歳以上をやるっていったものが、４月以降でないとならないということで、コロコロ変わってるわけです。町としてきちんとした国からの情報だとか、道からの情報だとか、そういったものにに基づきながら計画を立ててると思いますけども、その辺を基本としながら、そして接種者に対するそういった準備をこれやるんでしょうけども、基本的にその辺の考え方、保健福祉課の体制でやると思うんですけども、前にコロナの委員会の中でも、きちんとしたその推進体制をとるべきだという話もあったんですけども、その辺についてどのような体制できちっと事故なくやっていくのかということも含めて、そしてまた職員の時間外勤務手当もかなり高額でございます。これについての具体的な職員の体制について、どのような根拠の中でこのような数字、そしてまた対応をこれから３月までの間やっていこうとするのかということについて、今の段階で答える範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 庁内の体制でございますが、まず保健福祉課が中心になって取り進めをしております。そういう中にありまして人手なりそういうのが足りないと、そういうふうになった段階では、直ちに各課横断をして協力、応援をお願いする形で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 時間外なんですけども、現段階では4つの医療機関で接種するようなお話は進めてはいるんですけども、もしかすると、その予約あんばいとか、接種状況によっては、もしかすると集団接種とかっていうことも考えられなくはないというふうに考えておりますので、その部分で集団接種となると医療機関だけでは間に合わないので、課だけではなくて、職員全体でいろいろな事務的な作業ですとか、誘導係とかいろいろなものができるようにということで時間外を付けさせていただいております。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 予算内容につきましては、財政課長からもご説明を申し上げましたが、その中で不確定要素がまず一つありますということと、その中には繰越明許費になる可能性もあるということでご説明を申し上げました。ですのでこの19節で計上されている2,032万5,000円、これは繰越明許費になる可能性もあるということでのお含みをいただきたいというふうに思います。それと20目も同じようなことで考えられますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） わかりました。そういうことですね。3月のこれから4月以降の本格的に始まるのに、だからその辺どうなのかということで、今副町長の答弁で繰越明許ということとわかりました。今樋口課長から保健福祉課が主体ですけれども、实际的にどういうことが起きるかわからんけども、作業的にいったらマンパワーがきちんとするならば、これは事前に体制をコロナウイルスワクチンの推進対策室みたいなものを設けて、仕事の情報管理だとか、いろいろなことを共有しながらやっていくということが必要でないかと思うんです。その辺これ担当課だけでなく、町の考え方として万全の体制をとると、事故もなくスムーズに行くという部分についての体制について、理事者はどういうふうに思っているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ワクチン接種の対応につきましては、随分ご心配をいただいているというふうに思ってます。当然その中には国の方針といいますか、考え方が随分変わってきてまして、私どももワクチン6人分取れるというような算段で進めたところが、今日5人っていうようなことで、根本的にまた対応を考えなきゃいけないのかなというふうにいろいろなことがあるもんですから、今までに町長交えまして3回ほど対応会議を開いてるところでございます。いずれにいたしましても、全庁的な取組ということで進めてまいります。また診療所、国保病院につきましても医師、職員挙げての対応をお願いするということを今進めているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） 接種するところをまず4箇所考えているということで、先ほど午前中に

もいろいろな話をした時に、町立国保、瀬棚診療所、大成診療所それからロイヤルさんだと認識するんですけど、今日いろいろ予算とか出てますけども、この予算というのは、道南ロイヤルさんにも関係あるのかなというふうに思うんですが、その辺がまず一つです。

それから当然その4箇所でするっていう時に接種する方の案内とすれば、あなたは国保とか、あなたは瀬棚診療所だとか、あなたはロイヤルさんですとかっていうのはどういう指示の仕方かわかりませんけども、その辺まだ町で持っている医療機関というのはある程度のことは伝わると思うんですけども、ロイヤルさんと連絡を密にうまくやれるのかどうかっていうあたりもお知らせいただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 道南ロイヤル病院との打合せのほうも何度か対面で行ったりですとか、電話で行っておりまして道南ロイヤル病院さんのほうで接種を町民の分に関してやってもらえますというお返事をいただいております。病院の指定、あなたはこっちの病院に行ってください、あなたこっちの病院に行ってくださいっていうのは町のほうから指定は出来ないと思いますので、基本、高齢者の方ですとかかりつけ医とかがいらっしゃる方が多いかなと思いますので、自分の接種を希望する病院のほうに行っていただいて接種するというふうになるかと思います。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 素人の私がいろいろ心配するのもいかがかなとは思いますが、随分報道のほうが先走ってて、町のほうに聞こうにも、今道高議員が質問しても分かる範囲でっていうくらい次々状況も変わってますし、これという確立した考え方もない、当初3月って言っていたのにもう4月に延びただとか、いろいろなってますので何とも聞きづらいんですが、ただスムーズにうまくいくためには道南ロイヤルさんも一緒に扱うんですよっていうことも、たくさんあったほうが多分うまくいくだろうというのは理屈では分かるんですが、その辺っていうのは、うまくそれぞれの診療所なり、国保なり、ロイヤルさんなり接種の仕方を今の話だと任せてしまうのかなというふうにも思うんです。素人でよくわからないくせにって思いながらもいろいろなことを心配しまして、ディープフリーザーから薬品を出してからは解凍してしまったらすぐ使わないとないだとかいろいろな制約を受けると、町民の方にすぐ打てというのはかなり難しいだろうと、当然医療関係でもって接種するという時間、期間、場所いろいろきちんと設定してから進むとなると、その辺のところはうまくスムーズにいかないと大変なんじゃないのかなっていう老婆心からの質問なんですが、その辺はどう考えてるか教えてください。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） ワクチンの取扱いですとか、そういう一般的な医療機関にも手引きなどが送られておりますので、そちらのほうとかをロイヤル病院も入手はされておりますので、お話自体はスムーズに進んでいるかと思います。ただ熊野議員さんが言うように全てを医療機関に丸投げっていうわけにもいかないというふうには考えておりますので、医療機

関で負担となる部分とかを、今後もうちょっと話をお互いに協議していきながら、やれること
というか、削られることとかを明らかにしてやっていきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 1番最初にした質問なんですけど、今日の予算に出てる金額というの
は道南ロイヤルさんにも関係があるのかどうかというのを教えてください。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 接種された方の請求はこちらにきますので、道南ロイヤル
病院で接種された方の接種費用の支払いのためのお金ですとかっていうのは入っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

石原議員。

○9番（石原広務君） 確認させていただきたいんですが、5ページの委託料、町外接種者用
事務委託業務、この詳細お知らせいただきたい。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 町外接種者用事務委託業務というのは、原則この予防接種
は住民票のあるところの医療機関で接種をするのが原則なんですけども、例えば持病があって、
そのかかりつけ医が町外の方とかっていうような人、あと町外のほうに入所されている方って
いうのは町外で接種することになりますので、それを町が1個、1個委託契約を結んでいと
煩雑になるということで、町のほうと道を介して国保連と契約をして、その町外接種の分に関
しては、国保連を介して請求が来るというふうな今システムになっておりまして、その事務の
手数料みたいな感じでここに委託料として現在上げさせてもらっております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 繰り返しになるかもしれませんが、町外、隣町にかかりつけの主治
医を持ってる町民にもそれなりの対応をしていただけるといふふうに理解していいのか、お知
らせいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） そのとおり理解していただいて結構でございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） これは要望になろうかと思います。道高議員、熊野議員がおっしゃっ
たように、町側からの説明でも本当に日々国の方針なども変わってるわけです。その中で優先
順位、医療関係、高齢者が今の段階で知られてますが、例えば高齢者に接種すると、例え
ば介護施設に入ってる高齢者ということは、そこに従事する職員、そこもせたま町モデルとい
うか、ちょっと語弊あるかもしれませんがそういったところにも優先できるような形で、ぜ
ひ担当課含めて考えていただきたい。これは町長の政策にも反映されるかもしれないので、理
事者からもそれなりの答弁をいただきたい。担当の考えも合わせてお知らせいただきたい。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 高齢者施設の従事者への予防接種なんですけども、一応国

のほうから高齢者の施設の従事者は優先順位が異なってるんですけども、施設内のクラスター対策のためですとか、あとワクチンが無駄にしないっていうことであれば、国としてはある一定の要件を満たす高齢者施設とはなってるんですけども、高齢者、入所者と一緒に従事者も接種しても差し支えはないというふうに指針が出ておりますので、これからなんですけども高齢者施設の職員の方に来ていただいて、その辺の説明をしながら接種に務めていきたいと考えています。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 予防接種の1番最初は約3,700人ぐらいの65歳以上の高齢者にワクチン接種ということでございますけれども、石原議員言われるように様々なパターンがあると思うんです。例えば高齢者に付添いで来たというような方で、たまたま予防接種の予定者がいなくなったので、付添いの方も打ってもいいですよとか、こういったいろいろなパターンを想定しながら予防接種の対応をしていきたいというふうに思ってますので、どちらかというとワクチンが無駄にしないって言いますか、そんなようなことになるかもしれませんけれども、そういう対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第2号せたな町総合支所設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第2号せたな町総合支所設置条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。総合支所から支所へ移行することに伴い、各総合支所等の名称を変更するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それではせたな町総合支所設置条例等の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

7 ページでございます。今回提案する条例案につきましては、組織機構の見直しにより行政の効率化を図るため、各総合支所を各支所へ移行することに伴い名称を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは条例案について説明させていただきます。

10 ページからの新旧対照表で説明させていただきます。はじめに10 ページでございます。第1条せたな町総合支所設置条例の一部改正でございます。題名の改正でございます。改正前、せたな町総合支所設置条例を、改正後、せたな町支所設置条例に改めるものでございます。次に第2条中、改正前、総合支所を、改正後、支所に改め、改正前、大成総合支所、瀬棚総合支所を、改正後では大成支所、瀬棚支所にそれぞれ改めるものでございます。次に第3条中、改正前でございます。総合支所を、改正後では支所に改めるものでございます。

続きまして第2条せたな町地域自治区設置条例の一部改正でございます。改正前でございます。瀬棚総合支所、大成総合支所を、改正後では瀬棚支所、大成支所にそれぞれ改めるものでございます。

次に11 ページでございます。第3条せたな町公告式条例の一部改正でございます。改正前でございます。せたな町大成総合支所、せたな町瀬棚総合支所を、改正後では、せたな町大成支所、せたな町瀬棚支所にそれぞれ改めるものでございます。

次に第4条せたな町表彰条例の一部改正でございます。改正前でございます。総合支所長を、改正後、支所長に改めるものでございます。

次に第5条せたな町議会委員会条例の一部改正でございます。改正前でございます。大成総合支所及び瀬棚総合支所を、改正後では大成支所及び瀬棚支所に改めるものでございます。

続きまして12 ページでございます。第6条せたな町行政組織条例の一部改正でございます。改正前でございます。総合支所を、改正後、支所に改めるものでございます。

続きまして12 ページ、13 ページでございます。第7条せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部改正です。改正前、別表中せたな町大成総合支所、せたな町瀬棚総合支所を、改正後では、せたな町大成支所、せたな町瀬棚支所にそれぞれ改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして今臨時会に附議された案件の審議は終了しますので、これで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって令和３年第２回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦勞様でございました。

閉会 午後２時００分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月11日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 道 高 勉

署 名 議 員 大 湯 圓 郷